

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 74 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2021 年 7 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

自然関連財務情報開示タスクフォース（Task Force on Nature-related Financial Disclosures）の発足

2020 年 7 月、国連により「自然関連財務情報開示タスクフォース（Task Force on Nature-related Financial Disclosures）（TNFD）」が発表されました。

現在、世界の経済生産高の半分以上が自然に依存している一方で、野生の哺乳類の約 83%と植物の半分がすでに絶滅している状況にあると言われています。このような中、TNFD は、組織の説明責任および透明性を推進し、組織が自然関連リスクを報告し行動することをサポートすることで、世界の金融の流れを負の影響（大気、水、生態系の汚染を含む）から自然にプラスの結果をもたらすように変化させることを期待されて発足したものです。

本稿では、TNFD の役割、自然関連リスクの内容、作成予定のフレームワークの内容などについて解説します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

[Japan Practice 紹介サイト](#)



その他の注目のトピック

FIRB による 2019-20 年度の年次報告書（FIRB）

外国投資審議委員会（FIRB）は、2021年6月24日、2019-20年度（2019年7月1日から2020年6月30日）における外国投資の承認申請に関する年次報告書を発表しました。

年次報告書によると、2019-20年度の外国投資申請件数は9,004件、申請決定件数は8,224件、承認件数は8,221件、承認投資総額は1,955億豪ドルでした。一方で、その前の2018-19年度は、申請件数が9466件、申請決定件数が8725件、承認件数が8724件、承認投資総額が2,310億豪ドルでしたので、2019-20年度は、申請件数、承認件数、承認投資総額のいずれも減少していることが分かります。

本稿は、年次報告書の概要や今後の見通しなどについて考察します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

職場安全衛生に関する改正法案（ビクトリア州）

ビクトリア州においては、職場安全衛生法令上、同法令に基づく取締役の責任や債務について、会社が補償することや取締役保険の保険料を支払うことが明示的に禁止されていませんでした。しかし、刑事罰が保険によりカバーされるようなことは公の秩序の観点から認められるべきではなく、労働災害に起因する刑事罰をカバーすることを目的とした契約はコモンロー上無効であるべきであるということが学会で主張されていました。今回、この主張を受けて、ビクトリア州では、Occupational Health and Safety and Other Legislation Amendment Bill 2021の法案が議会に提出されました。これが成立すれば、取締役らが職場の安全性に関する法令違反について取締役保険でカバーされることや、会社から補償を受けることが禁止され、違反者には刑事罰が下されることとなります。

本稿では、刑事罰を含む本法案の内容および効果、本法案内容に対応する上で重要となる点について解説します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

オーストラリア会社法概説 〔第2版〕（2019）



加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されています。第2版は、2014年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等を反映しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

石炭採掘拡張申請に対する環境大臣の注意義務（環境法）

ニュースレター6月号で紹介したとおり、Vickery 炭鉱の石炭採掘拡張申請に対する環境大臣の承認判断に対する差止請求につき、連邦裁判所は、差止自体を認めなかったものの、拡張申請を検討するにあたり、環境大臣がオーストラリアの児童に害を与えないようにする注意義務を負っている旨の判断を示しました。

この差止請求への判断に続き、2021年7月8日、連邦裁判所は、（1）環境大臣が Vickery 炭鉱拡張計画を承認する際には、裁判開始時にオーストラリアに通常居住する18歳未満の子供に対して害を与えないようにする注意義務を負っていること、（2）害とは、拡張によって採炭された石炭の燃焼に起因する二酸化炭素の排出により、子供たちが負傷または死亡することである旨の内容を含む判決を下しました。

もっとも、最終判決が下されてから28日間の控訴期間が設けられますが、既に環境大臣により控訴されることが公表されています。

本稿では、連邦裁判所の判決の内容および本判決が将来の類似プロジェクトの承認に及ぼす影響などについて解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら。

職場における調査の重要事項：申立書の内容（労働法）

ニュースレター6月号では、職場で問題が生じた際に、その調査を委託された法律事務所の弁護士によって調査報告書が作成された場合の弁護士秘匿権について説明しましたが、今回は、職場調査開始の端緒となる申立書の内容について取り上げます。

職場調査が申立書の内容に基づいて開始および実行されることになるため、職場調査が適切かつ円滑に行われるためには、明確かつ客観的な内容の申立てがなされていることが重要となります。

本稿では、具体的な申立書を例に取り上げ、適切な申立内容とするために重要な要素について解説します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

今後のセミナーの予定

豪州の不動産投資と資金調達（東京）

加納弁護士がパネリストとして参加する予定であった第 4 回 IBA アジアを基盤とする国際金融法会議（4th IBA Asia-based International Financial Law Conference）はコロナの影響で当面延期されることとなりました。同会議では、「不動産投資と資金調達」のテーマで、豪州で不動産投資を行う場合に生じる法的問題、一般的な投資ストラクチャー、資金調達の方法、クロスボーダー投資を行う際に生じる論点等について解説する予定です。

最近行われたセミナーのご報告

ウェビナー開催のご報告：「2021 年の外国投資規制改正と FIRB 承認申請手続の実務と近時の傾向」（2021 年 6 月 22 日）

加納弁護士が、2021 年 6 月 22 日に、ウェビナー形式にて「2021 年の外国投資規制改正と FIRB 承認申請手続の実務と近時の傾向」をテーマに、講演（メルボルン日本商工会議所との共催）を行いました。解説した主なトピックは、以下のとおりです。

- ▶ 2021 年の外資買収法改正の概要
- ▶ FIRB 承認申請の実務（改正後の傾向と注意点）
- ▶ 法改正前後の実務の状況（ケーススタディーを交えて）

講演で使用した資料はこちらの[リンク](#)先からダウンロードできます。講演の録画は、こちらの[ウェブページ](#)でご覧いただけます。

オーストラリア外国投資規制の変更（改正案第 2 段のポイント） （2020 年 10 月 20 日、オンライン）

加納弁護士と山浦弁護士が、2020 年 10 月 20 日に、「オーストラリア外国投資規制の変更（改正案第 2 段のポイント）」をテーマに講演（ジェットロ・シドニー事務所と共催）を行い、改正案第 2 段で公表された、国家の安全に関連する投資の除外証明、政府系投資ファンドによる投資の承認要件の緩和、手数料体系の改正等について解説しました。講演で使用した資料はこちらの[リンク](#)先からダウンロードできます。講演の録画は、こちらの[ウェブページ](#)でご覧いただけます。

外国投資規制の変更（2020年8月25日、2020年9月17日、オンライン）

加納弁護士と山浦弁護士が、2020年8月25日に、「外国投資規制の変更」をテーマに講演（西豪州日本人会商工部会と共催）を行い、外資投資規制の主要な改正点と今後オーストラリアに投資する企業が特に留意すべき事項について解説しました。講演で使用した資料はこちらの[リンク](#)先から無料でダウンロードすることができます。また、講演の録画は、こちらの[ウェブページ](#)にてご覧いただけます。

また、加納弁護士と山浦弁護士が、2020年9月17日に、ジェットロ・シドニー事務所主催の「ジェットロウェビナー：外資投資規制：改正案のポイントについて」において、同様のテーマで講演を行いました。

最近の出版物等

『オーストラリア会社法概説』〔第2版〕（2019）

加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されています。第2版では、2014年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等（2019年時点）を反映しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

『オーストラリアにおけるビジネス展開』（2019）

本稿は、オーストラリアにおいて事業機会を求める投資家や事業者のために作成されたものであり、対オーストラリア投資を成功に導くために知っておいた方がよい法律や規制を網羅し、その概要について紹介する最新版の冊子です。本稿はこちらの[リンク](#)先から無料でダウンロードできます。ウェブページ版は[こちら](#)です。

『日本企業によるオーストラリアへの投資の状況と留意点』（2020）

加納弁護士が、昨今のコロナ危機を踏まえた日本企業による豪州への投資の状況と投資後に留意すべき点を説明した、短い日本語のご案内ムービーです。本動画は、こちらの[リンク](#)からご視聴いただけます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを構成するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。なお、掲載されている弁護士は、オーストラリアのすべての州又は準州で弁護士資格を有しているとは限りません。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7599（大竹）までご連絡ください。



パートナー 加納寛之
メール：hkano@claytonutz.com



スペシャルカウンセラー 山浦茂樹
メール：syamaura@claytonutz.com



シニアアソシエイト Jessica Lee
メール：jeslee@claytonutz.com



ロイヤー 嶋田雅
メール：mshimada@claytonutz.com



ロークラーク 高木大輔
(日本法弁護士・日本から出向中)
メール：dtakagi@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
大竹佳代子
メール：kotake@claytonutz.com